

遊休農地解消活動と担い手への集積活動

農委会名：嘉島町農業委員会

1 地域の概要

嘉島町は東部に一部丘陵地を有するものの、殆どが平坦地区であり、普通作を中心に農業経営が進められている地域である。また、地域によっては施設園芸（イチゴ、トマト）が盛んに行われている。農業振興地域の農地は1,480.0haであり、そのうち農用地区域は689.8haとなっている。区画整理事業の施行により、町全体において都市化が進み、今後益々農地の減少が進む傾向にあるため、遊休農地を無くし、優良農地の確保を進めていくことが課題である。

また、それらの優良農地を担い手へ集積し、より効率のよい農地の利用を進めていく必要がある。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数のみ 17人（うち、認定7人、女性1人）
- (2) 事務局体制 3人（兼任）

3 掲げた目標

- (1) 遊休農地解消活動（農地パトロール）
- (2) 担い手への農地集積の取り組み

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

- (1) 遊休農地解消活動（農地パトロール）

環境美化と遊休農地の解消を目的に農業委員17名と事務局3名の計20名で、2班に分かれて、重点地区を中心にパトロールを実施した。未解消の農地の現状と耕作放棄地の把握を行い、今後の方針を検討した。



【農地パトロールの様子】

(別紙様式①)

(2) 担い手への集積活動

本町では、平成27年度に、各地区に存在していた営農組織を統合させる形で大規模な農事組合法人「かしま広域農場」が設立された。今後はその「かしま広域農場」やその他の認定農家への面的な集積をはかっていくことが必要である。そのための活動として、農業委員会では、利用権設定をしていない農地の所有者や貸借期間の満了を迎える農地の所有者などに対して、担い手への利用権設定を促している。

5 取り組みの成果

(1) 遊休農地解消活動（農地パトロール）について

農地パトロールの結果、新規の遊休農地及び耕作放棄地が1,911㎡見つかった。農業委員が農業経営基盤強化促進法にて農地の賃貸借契約をし、耕作放棄地有効利用促進事業を活用して再生作業、営農定着を行い、6,355㎡耕作放棄地の解消に繋がった。

(2) 担い手への農地集積の取り組みについて

新たに農地を貸したい所有者や貸借期間の満了が近づいた所有者に対しては、農地中間管理事業の活用を働きかけ、将来の面的な集積を見据えた権利設定を進めている。令和4年度（2022年度）の農地中間管理機構を活用した貸借件数は31件（約13.2ha）となっている。

6 課題と今後の方針等

遊休農地の解消活動については、草刈り等の保全管理をされている農地については、今後作付け再開出来るように指導していく。また、遊休化している農地に関しては、事業等を活用しながら再生作業を行なっていく。

担い手への集積活動については、今後も農地中間管理機構を活用した利用権設定を進めるとともに、5年後、10年後の将来を見据えた人・農地プランの作成を進めていく。